

危険化学品ばら積船に使用するライニングの定義に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 S 編

改正事項

危険化学品ばら積船に使用するライニングの定義に関する事項

改正理由

酸を運送する危険化学品ばら積船においては、本会が認めた場合、タンク及び管装置の耐食処理として、耐食性を有するライニングを使用することができる。このライニングの使用に関し、コーティングはライニングの代替とはならない旨を明確にするために、IACS はライニングの定義を規定する統一解釈 CC6 を 2011 年 4 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 CC6 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

ライニングに関する定義を規定した。